

大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立淀川清流高等学校(以下「学校」という。)が行う学校食堂営業及び自動販売機設置事業者(以下「営業事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

(1) 学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	年間使用料 (年額・税抜)	
大阪府立淀川清流高等学校 食堂 大阪市東淀川区豊里2丁目 11-35	厨房 73.5㎡ (食品庫・更衣室・wc等を含む)	一式	0円(免除)	別図

※上記の使用許可面積については全て壁芯での計算になります。

(2) 自動販売機設置

設置面積	台数	年間使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡以上1.0㎡未満	1台	0円(免除)	

※自動販売機については、5台設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議し決定するものとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。)を受けている者

ク 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること

ア 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物

件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料・光熱水費等を滞納している者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により営業・販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること

(6) 現在及び過去において、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと

(7) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること

3 公募条件等

(1) 応募価格

応募価格(提案使用料)は、免除とします。

(情勢等により使用料の取扱いを変更する可能性があります。)

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間とします。

イ 学校行事等

使用許可期間は前記アのとおりですが、期間中の土・日・祝祭日・学校休業日は原則として閉校しています。例外として、補講やクラブ活動、校庭開放等があります。また、期間中の夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の平日は開校していますが、原則として生徒は登校していません。この他に遠足や修学旅行、創立記念日等で生徒が登校しない日が年に数日あります。

学期中であっても、定期試験等による試験前及び試験中は短縮授業(午前中のみ)が定期的にあります。この期間中のクラブ活動は禁止されています。

上記長期休業中の例外として、3年生の授業や学年の補講、クラブ活動、校庭開放等の行事が短期間予定されています。また、校庭開放(土・日)は年間を通じて予定をたてて行っています。上記学校行事予定の詳細については、現地説明会において年間行事予定表を配付し説明します。

なお、食堂営業時間については、別紙「大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂

営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」 3 使用条件等(1)食堂営業時間をご覧ください。

ウ 使用料

全額免除とします。

(3) 必要経費の負担

ア 営業事業者が負担すべき経費

(ア) 学校食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用

(イ) 使用前・使用中における室内の床面・壁面等の清掃を行う場合の費用

(ウ) 営業事業者が、食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

(エ) 学校食堂営業及び自動販売機の運転に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用

(オ) 自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

イ 光熱水費その他経費の負担内容

学校食堂の準備・営業等及び自動販売機の運転に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること

イ 使用期間中に 2 (3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと

ウ 学校食堂の営業及び自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと

エ 食材及び販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと

オ 自動販売機の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと

(5) 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府(学校)に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

ア 郵送する場合

※ 郵送等により申込む場合は、必ず確認がとれる書留、配達記録、宅配便などを利用するようにしてください。

【申込受付期間】

令和 7 年 3 月 7 日(金)～令和 7 年 3 月 1 4 日(金)《必着》

提出先 〒533-0013

大阪市東淀川区豊里2丁目11-35

大阪府立淀川清流等学校 事務室 宛

イ 持参する場合

【申込受付期間】

令和7年3月7日(金)～令和7年3月14日(金)

午前9時～午後4時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。

提出先 大阪市東淀川区豊里2丁目11-35

大阪府立淀川清流高等学校事務室

(2) 必要な書類(各1部)

ア 応募申込書(学校指定様式)

イ 誓約書(学校指定様式)

ウ 販売品目・食堂用(学校指定様式)

エ 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)

オ 2(3)にかかる許認可等の免許証の写し

カ 2(6)にかかる1年以上営業した飲食店の営業許可証の写し

キ 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の1年以上の営業実態が判断できるもの)

(3) その他

応募申込は、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 現地説明会及び質問書

(1) 現地説明会

ア 日 時 令和7年3月7日(金)から12日(水)まで

※電話で学校に申し込んでください。日時は個別に対応します。

電話：06-6328-2331

イ 集合場所 大阪府立淀川清流高等学校事務室

(2) 質問書

ア 受付期間 令和7年3月7日(金)～令和7年3月12日(水)

午前9時～午後4時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。

イ 提出方法 質問書(学校指定様式)より、ア受付期間内に「4(1)提出先」あてに持参・FAXの何れかの方法で提出してください。

※ FAX番号は、9その他(3)募集に関する問い合わせ先に記載しています。

ウ 質問に対する回答 令和7年3月7日(金)までに、全員にFAX又は電話で回答します。

6 営業事業者の決定

(1) 提出された応募書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とします。

(2) 選定対象のうち、公募物件に対し、「食堂事業者選定採点表」記載の項目で審査

した結果を得点化して、最も高い評価(得点)となった者を選定し、営業事業者とします。また、審査を行うにあたり、提供を予定しているメニューの中から1, 2点抽出し、試食する場を設けさせていただくことがありますので、その際は、ご協力ください。

- (3) 最も高い評価(得点)を得た営業事業者が2者以上ある場合は、優先順位を定めた選択項目の得点の高い方を営業事業者とします。

審査の評価(採点)方法については、別紙「食堂事業者選定採点表」をご覧ください。

- (3) 営業事業者の決定日及び公表等

営業事業者の決定は、令和7年3月18日(火)の予定です。営業事業者の決定後、応募者に審査評価結果及び決定した営業事業者名を通知するとともに、学校ホームページに審査評価結果及び営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和7年3月24日(月)までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、2(7)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

- ※ 提出部数は各1通

学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡しします。

- (1) 行政財産使用許可申請書(学校指定様式)
- (2) 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
- (3) 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

＜法人の場合＞

商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、委任状

＜個人の場合＞

印鑑登録証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

- (4) 役員名簿(氏名＜漢字/ふりがな＞、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。(様式任意)ただし、現実と相違する場合は速やかに変更手続きを行ってください。)
- (5) 自動販売機の管理関係証明書(学校指定様式)
- (6) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- (7) 自動販売機設置日時等連絡票(学校指定様式)＜自動販売機の設置前に提出＞
- (8) 自動販売機設置位置図

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

- (1) 許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めるものの外、詳細については「大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」記載のとおりとします。
- (3) 募集に関する問い合わせ先
大阪府立淀川清流高等学校事務室 担当 松田・橋本
大阪市東淀川区豊里2丁目11-35
電 話：06-6328-2331
F A X：06-6328-2948

応募申込書

＜学校食堂営業及び自動販売機設置＞

令和 7 年 月 日

大阪府立淀川清流高等学校長 様

住所（所在地）（〒 － ）

氏 名

法 人 名

代表者名

（事務担当者）

所属部署

氏 名

電 話 － －

ファックス － －

大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集について、募集要項及び同仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 添付書類

- (1) 誓約書(学校指定様式)
- (2) 販売品目・食堂用(学校指定様式)
- (3) 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- (5) 2 (6)にかかる 1 年以上営業した飲食店の営業許可証の写し
- (6) 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の 1 年以上の営業実態が判断できるもの)

2 その他

設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

厨房設備等無償貸与物品一覧表

品 名	規 格	数 量	単 位
食器消毒保管機	大阪ガス GS-751S-B	1	台
立体炊飯器	服部工業(株) 涼風炊 LG-000-100	1	台
パンラック	大阪ガス 1500*700*1400	1	台
冷蔵庫	ホシザキ HRF-150Z	1	台
テーブルレンジ	OKUDA GAS T2-9060	1	台
ガステーブルコンロ	タニコー TSGT-1532	1	台
うどん湯煎器	大阪ガス 1500*750*800	1	台
水圧洗米器	アイホ PR-15	1	台
湯沸器	大阪ガス 33-409	1	台
ガスフライヤー	大阪ガス N20-085	1	台
業務用冷凍庫	フクシマ ARD-094FMD	1	台
業務用食器洗浄機	シェルパ(株)DJWE-450(V)	1	台
鍋	10リットル	1	台
フライパン	28センチ 深底	1	台

誓 約 書

私は、大阪府立淀川清流高等学校が実施する学校食堂営業及び自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項及び同仕様書について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立淀川清流高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府立淀川清流高等学校ホームページに審査評価結果及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。

令和 7 年 月 日

大阪府立淀川清流高等学校長 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、行政財産の目的外使用許可の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府立淀川清流高等学校長 様

令和7年 月 日

申請者

住 所

(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

販 売 品 目 一 覧 表 （食堂用）

販売品目名	提供価格（税込み） （円）	備 考

（注） この「販売品目一覧表」は応募者が予定している販売品目名、提供価格(税込)を記載。

氏 名

法 人 名

代表者名

担当者名

【設置番号】

販 売 品 目 一 覧 表 （食品自動販売機用）

メーカー名	販売品目名	規格 (内容量)	容器の 種 類	標準価格 円	売 値 円	備 考

- (注) 1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、販売品目名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載すること
- 2 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること

氏 名

法人名

代表者名

担当者名

【設置番号】

販 売 品 目 一 覧 表 （飲料自動販売機用）

メーカー名	販売品目名	規格 (内容量)	容器の 種 類	標準価格 円	売 値 円	備 考

（注） 1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、

販売品目名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載すること

2 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること

氏 名

法人名

代表者名

担当者名

食品自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府立淀川清流高等学校長 様

住 所（所在地）（〒 － ）

氏 名

法 人 名

代表者名

（事務担当者名）

所属部署

氏 名

電 話

大阪府立淀川清流高等学校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

設置番号		設置場所	
------	--	------	--

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
食 品 自 販 機 の 所 有 権 者		
設 置 管 理 責 任		
故 障 時 の 対 応		
商 品 の 補 充		
売 上 代 金 の 回 収		
そ の 他 （ ）		
そ の 他 （ ）		

- ※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。
- ※ 設置番号で個別業務の実施者が（企業名）が異なる場合は、個別業務の実施者ごとに提出してください。
- ※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

飲料自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府立淀川清流高等学校長 様

住 所（所在地）（〒 － ）

氏 名

法 人 名

代表者名

（事務担当者名）

所属部署

氏 名

電 話

大阪府立淀川清流高等学校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

設置番号		設置場所	
------	--	------	--

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
飲料自販機の所有者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他（ ）		
その他（ ）		

- ※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。
- ※ 設置番号で個別業務の実施者が（企業名）が異なる場合は、個別業務の実施者ごとに提出してください。
- ※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

質 問 書

質 問 内 容

回 答 内 容

氏 名

法 人 名

代表者名

担当者名

回答先 F A X 番号又は電話番号
